

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健法健康管理事務及び妊婦のための支援給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、母子保健法健康管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健法健康管理事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、契約前に「五條市個人情報保護条例」及び「五條市個人情報の取扱いを伴う事務の委託に関する基準」に基づき、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することにより個人情報の保護に必要な措置を行っている。

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和7年10月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法健康管理事務及び妊婦のための支援給付に関する事務
②事務の概要	本事務は、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、母子保健の向上を図るため以下の事務を行っている。 (1)妊娠届出、妊婦及び新生児の個人情報の確認及び入力 (2)妊婦健康診査の実施状況及び受診結果入力 (2)妊婦及び母子支援対象者の抽出 (3)乳幼児健康診査の抽出及び発送通知、乳幼児健康診査の受診状況の管理 (4)支援対象者への保健指導及び教室の実施 (5)妊婦のための支援給付に関する申請、支給 五條市は、行政手続きにおける特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)妊産婦に対する保健指導の実施 (2)新生児及び低出生体重児の訪問指導の実施 (3)乳幼児健康診査の実施 (4)妊娠の届出の受理及び届出に係る事実の確認 (5)母子健康手帳の交付・再交付及び台帳の整備 (6)低出生体重児の届出の受理及び届出に係る事実の確認 (7)妊婦のための支援給付の申請・給付認定・支給に係る事務
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 70、127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条(番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報提供の根拠) 42. 48. 71. 80. 95. 112. 125. 161の項 (番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報照会の根拠) 95. 96. 155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	あんしん福祉部 児童福祉課 こども家庭センター 母子保健係
②所属長の役職名	児童福祉課 課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五條市(あんしん福祉部 児童福祉課 こども家庭センター) 五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五條市(あんしん福祉部 児童福祉課 こども家庭センター) 五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの次の留意事項を遵守している。申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。ネット照会では、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすることを厳守している。 原則としてマイナンバーが記載された書類は複数コピーをしない。 利用者が制限された健康管理システム及び中間サーバで管理している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	自庁システムの副本登録画面について、必要最低限の人数、情報の範囲となるよう、職員のアクセス権限の設定及びアクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離籍時のログアウトの徹底、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する等、必要な対応を行っているため、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I, 5、②所属長	保健福祉センター 所長 額田 一郎	保健福祉センター 所長 吉原 克彦	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I, 5、②所属長	保健福祉センター 所長 吉原 克彦	保健福祉センター 所長 森本 豊和	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成26年11月20日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成26年11月20日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	I, 5、②所属長	保健福祉センター 所長 森本 豊和	保健福祉センター 所長	事後	様式変更によるもので、重要な変更には該当しない。
令和2年1月6日	I, 1、4	1, ②事務の概要 右記追加前 4, ② ＜情報照会事務＞ 番号法第19条第7項 別表第二 第56－2 ＜情報提供事務＞ 別表第二省令第30条	1, ②6行目、妊産婦～事務について追加 事務の概要について8行目以降追加 4, ② 番号法第19条第7項 別表第二 ＜情報提供事務＞26 第56－2項 87 別表 第二省令第30条第8号 ＜情報照会事務＞69－2、 70	事後	新規追加
令和2年4月1日	I, 1、4	番号法第19条第7項 別表第二 ＜情報提供事務＞26 第56－2項 87 別表 第二省令第30条第8号 ＜情報照会事務＞69－2、 70	番号法第19条第7項 別表第二 ＜情報提供事務＞第56－2項 別表第二主務 省令第30条第8号 ＜情報照会事務＞69－2	事後	修正
令和2年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II, 2. 対象人数 いつ時点の係数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年3月24日	I, 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正による変更
令和4年4月1日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和7年10月21日	評価書名	母子保健法健康管理事務 基礎項目評価書	母子保健法健康管理事務及び妊婦のための支援給付に関する事務	事後	機構改革に伴う所掌業務変更のため名称変更
令和7年10月21日	I, 1①事務の名称	母子保健法健康管理事務	母子保健法健康管理事務及び妊婦のための支援給付に関する事務	事後	機構改革に伴う所掌業務変更のため名称変更
令和7年10月21日	I, 1②事務の概要	—	母子保健法及び子ども・子育て支援法に基づく事務、特定個人情報を取り扱う事務について整理	事後	機構改革に伴う所掌業務変更のため概要を変更
令和7年10月21日	I, 1③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、中間サーバー、団体統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	事後	重要な変更には該当しない
令和7年10月21日	I, 3. 法令上の根拠	母子保健法 番号法第9条第1項 別表第一 第49項	番号法第9条第1項及び別表 70、127の項	事後	機構改革に伴う所掌業務変更のため法令上の根拠を修正
令和7年10月21日	I, 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 ＜情報提供事務＞第56－2項 別表第二省 令第30条第8号 ＜情報照会事務＞69－2	番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条 (番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報提供の根拠) 42. 48. 71. 80. 95. 112. 125. 161の項 (番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条における情報照会の根拠) 95. 96. 155の項	事後	番号法改正による変更
令和7年10月21日	I, 5. ①担当部署	すこやか市民部 保健福祉センター	あんしん福祉部 児童福祉課 こども家庭センター 母子保健係	事後	機構改革に伴う所掌業務変更のため
令和7年10月21日	I, 5. ②所属長	保健福祉センター 所長	児童福祉課 課長	事後	機構改革に伴う所掌業務変更のため
令和7年10月21日	I, 7. 請求先	五條市(すこやか市民部 保健福祉センター) 五條市野原西6丁目1番18号 0747-22-4001(代表)	五條市(あんしん福祉部 児童福祉課 こども家庭センター) 五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)	事後	機構改革に伴う所掌業務変更のため
令和7年10月21日	I, 8. 連絡先	五條市(すこやか市民部 保健福祉センター) 五條市野原西6丁目1番18号 0747-22-4001(代表)	五條市(あんしん福祉部 児童福祉課 こども家庭センター) 五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)	事後	機構改革に伴う所掌業務変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月21日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和7年10月21日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない。